

## 電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 515ページ）	改訂した解説	理由
<p>別表第八1（3）部品及び付属品 (解説) 1.～3.（省略） 4. ホルムにおいて、 (1)～(4)省略</p>	<p>別表第八1（3）部品及び付属品 (解説) 1.～3.（省略） 4. ホルムにおいて、 (1)～(4)省略 <u>(5) プログラム制御によって「恒温槽に入れ、温度を1分間に1°Cの割合で上昇させて開路させた後に1分間に1°Cの割合で下降させて閉路させる操作」での試験をすることができないものにあっては、最終製品に組み込まれた状態で、開路及び閉路させる。</u></p>	<p>近年増えてきたプログラム制御の自動温度調節器においては、温度検知だけではなく、通電率制御及びタイマー制御等によって、温度上昇率や加熱時間も併せて監視するものがあり、そのような自動温度調節器は規定の条件（1°C／分の割合の温度変化）では、エラー停止して試験が実施できないことがあるため、その場合の条件を明確にする。</p>

（当該部解釈）

別表第八1（3）部品及び付属品

ホ 電熱装置から発生する熱によって動作し、かつ、接点を機械的に開閉することにより温度を調節する構造の自動温度調節器（自動復帰形温度過昇防止装置を含む。）にあっては、別表第四1（1）並びに（2）イ、ヘ、チ、ヌ及びヲ並びに別表第四附表第四1の規定に適合するほか、次に適合すること。

- （イ）自動温度調節器が接続される回路の電圧に等しい電圧を加え、その回路の最大使用電流に等しい電流を通じ、加熱して回路を開き冷却して回路を閉じる操作を5,000回行ったとき、各部に異状を生じないこと。
- （ロ）（イ）に規定する試験の前後において、恒温槽に入れ、温度を1分間に1°Cの割合で上昇させて開路させた後に1分間に1°Cの割合で下降させて閉路させる操作を15回行い、開路した時及び閉路した時の温度（第1回から第5回までの操作における温度を除く。）を温度計法により測定したとき、次の表に適合すること

種別		許容範囲
開閉試験前	自動温度調節器	開路した時の温度の平均値と閉路したときの温度の平均値との平均値が、その設定温度に対し設定温度が100°C未満のものにあっては±5°C以内、100°C以上200°C以下のものにあっては±5%以内、200°Cを超えるものにあっては±10°C以内
	自動復帰形温度過昇防止装置	開路した時の温度の平均値が設定温度に対して±15°C以内
開閉試験後	自動温度調節器	開路した時の温度の平均値と閉路した時の温度の平均値との平均値が、開閉試験前に測定したその値に対して設定温度が100°C未満のものにあっては±5°C以内、100°C以上のものにあっては±5%以内
	自動復帰形温度過昇防止装置	開路した時の温度の平均値が、開閉試験前に測定したその値に対して設定温度が100°C未満のものにあっては±5°C以内、100°C以上のものにあっては±5%以内